

問 25 : 私はアパートに住んでいますが、出勤時、アパートの自室を出て、階段を降りる際に転倒してケガをしました。このような場合には、労災の適用になるのでしょうか。

【回答】

「通勤」とは、労働者が就業に関し、住居と就業の場所との間を合理的な経路及び方法により往復する行為ですから、住居又は就業の場所が、それぞれ通勤の始点・終点となります。

住居については、その形態が様々ですから一律に決定するのは難しい問題となりますが、基本的には、一般公衆が自由に通行できるか否かをその基準にして判断するものです。

したがって、アパートの場合は外戸が通勤の始点・終点となるので、ご質問の場合は、外戸を通過した階段での災害であり、通勤経路上における災害と認められると考えられます。